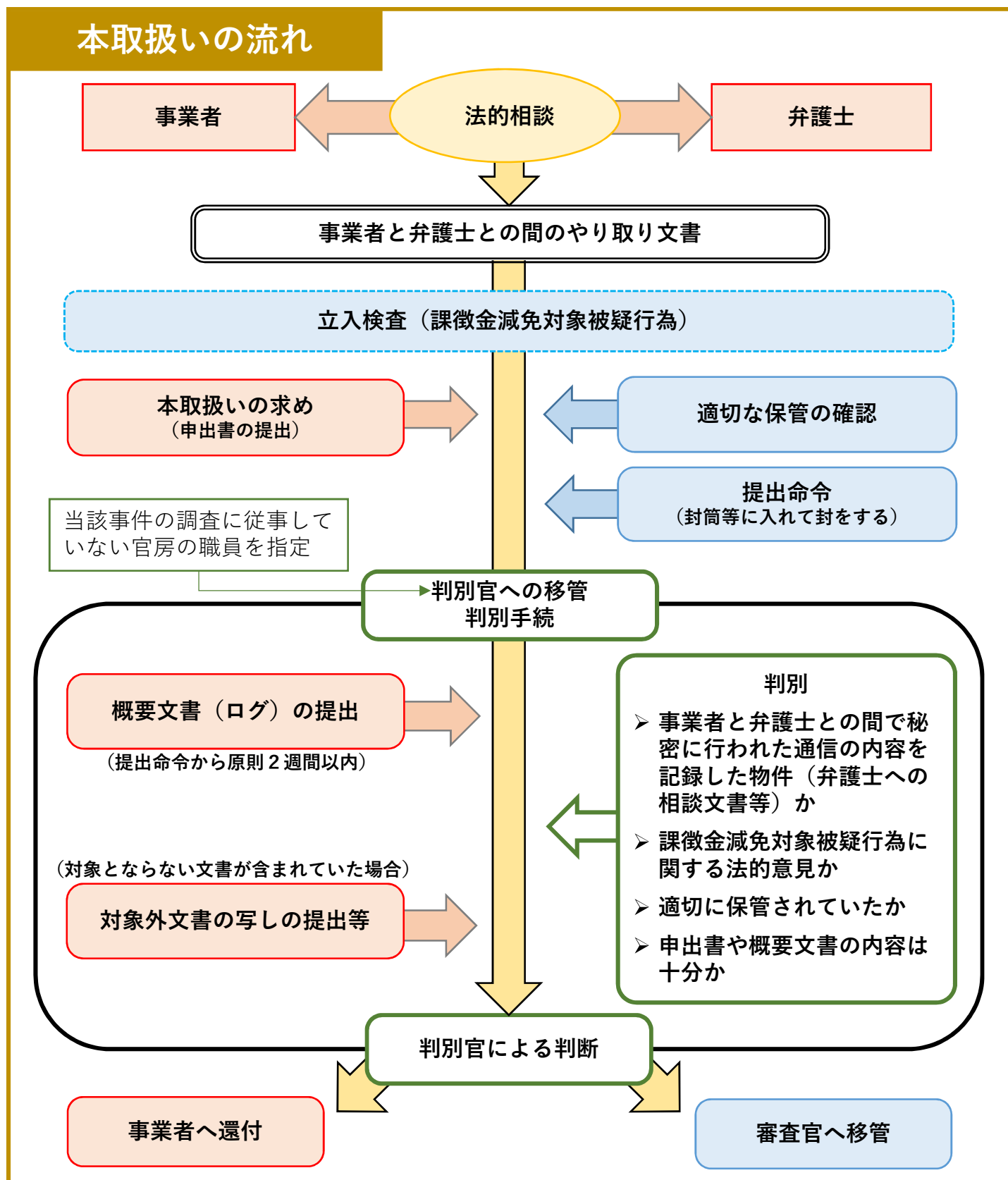


事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱い（規則〔案〕・指針〔案〕のポイント）



課徴金減免対象被疑行為の行政調査手続を対象として、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱いについて、独占禁止法第76条に基づく「公正取引委員会の審査に関する規則」に規定するとともに、指針を策定

本取扱いの流れ



事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱い（規則〔案〕・指針〔案〕のポイント）



課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で一定の要件を満たすことが確認されたものは、審査官がその内容に接することなく速やかに事業者に還付

◆ 判別手続における確認のポイント等

➤ 弁護士

- ✓ 事業者から独立して法律事務を行う弁護士

➤ 通信

- ✓ 課徴金減免対象被疑行為に係る独占禁止法に関する法的意見について、事業者が弁護士に対して秘密に行った相談又はこれに対して弁護士が秘密に行った回答
 - * 検査を妨害することなどに関するものは対象外

➤ 物件

対象となる文書の例	対象とならない文書の例
・ 事業者から弁護士への相談文書 ・ 弁護士から事業者への回答文書 ・ 弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書	・ 役員等の手帳やノート ・ 事業者が実施した社内調査結果 ・ 弁護士が実施した役員等へのヒアリング記録

- * 対象とならない文書が含まれている場合には、その対象とならない文書の写しの提出等がなされれば、当該物件は対象として扱う

➤ 適切な保管

- ✓ 本取扱いの対象となる物件に、外観上その旨識別できる表示（具体例：「公取審査規則特定通信」等）がされていること
- ✓ 本取扱いの対象となる物件が事業者として管理する特定の保管場所において保管され、本取扱いの対象となる物件を保管する場所と対象とならない物件を保管する場所とが外観上区別されていたこと
- ✓ 本取扱いの対象となる物件の内容を知る者の範囲がそれを知るべき者に制限されていたこと

➤ 申出書・概要文書の提出

電子データの取扱い

- 電子データについても、原則として物件と同様に取り扱う。ただし、電子データの性質等を踏まえ、概要文書の記載内容、判別手続等の一部の取扱いを別途明確化
 - ✓ 必要に応じて、電子データを閲覧可能にしたものを提出するよう求めること
 - ✓ 必要に応じて、電子データを特定するための情報（ハッシュ値等）を提出するよう求めること
 - ✓ 対象とならない電子データが含まれている場合には、その対象とならない電子データと同一性を確保した電子データ及び同一性確保を示す文書の提出がなされれば、対象として扱う。（これに代えて、対象とならない電子データを審査官が印刷等できるようにすることを事業者が申し出た場合にも、対象として扱う。）